

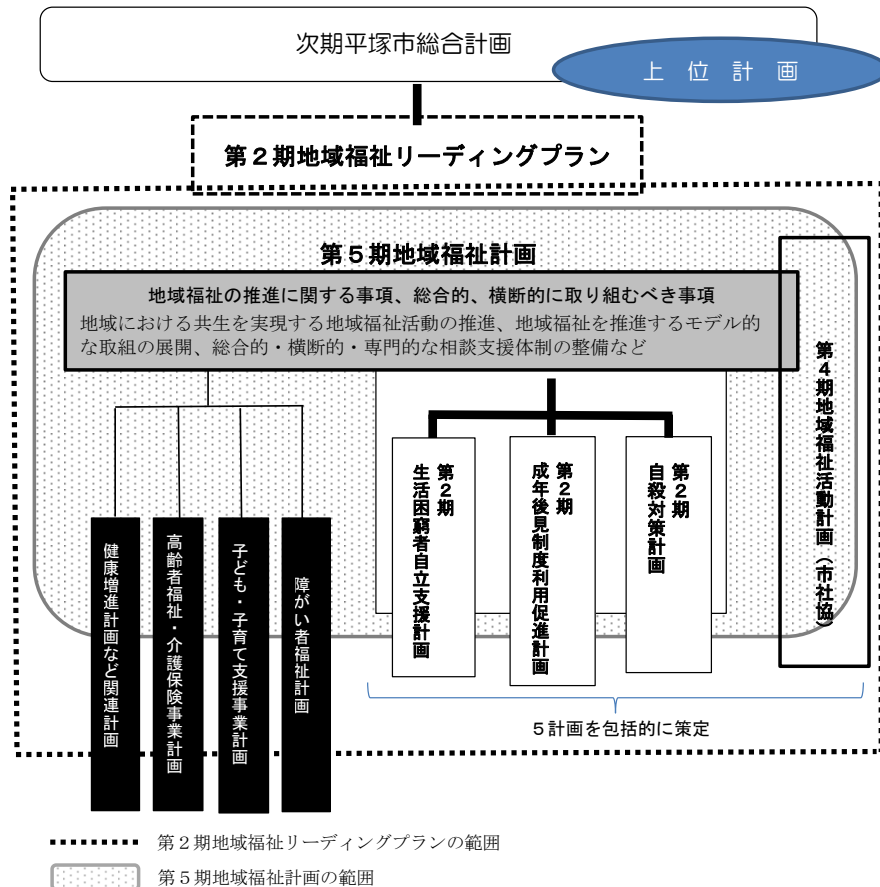
第 2 期地域福祉リーディングプラン策定の方向性

1 基本的な考え方

- ・地域福祉計画、自殺対策計画、成年後見制度利用促進計画、生活困窮者自立支援計画及び地域福祉活動計画（以下「5計画」といいます。）を一体的に策定した令和5年度までを計画期間とする現行計画を継承し、第2期地域福祉リーディングプラン（以下、「次期計画」といいます。）として策定します。時点修正のほか、現行計画の成果・課題や市民意識調査などを踏まえた目標・施策を記載します。
- ・また、令和6年度を始期とする次期計画の策定にあたっては、現行計画での合冊形式をさらに一歩進め、共通の目標に沿って統合し、5計画の事業を1つの計画として包含することで、より包括的、総合的な計画とします。

2 一体策定について

- ・現行計画の5計画の一体的策定については、地域福祉施策の総合的な推進を図る上で一定のシナジー効果を生むことができたと考えているものの、それぞれが独立した計画の体裁となっています。
- ・そこで、次期計画においては、各施策により横串をさして、それぞれの施策に事業を位置づけて実体として統合、一体化して策定します。（計画の位置づけ概念図（案）は次のとおりです。また、市民意識調査結果を踏まえた施策体系図は資料4のp.80のとおりです。）



- ・これにより、地域共生社会の実現に向けた5計画が有機的に結合し、事業の連携・連動、社会福祉法に規定される地域福祉計画の上位計画としての位置づけや、一体策定の意義をより鮮明に示せることができるほか、包括的支援体制を体現する計画の姿になると考えます。

3 基本理念、基本目標及び施策の共有化

- ・本計画の意義である、地域共生社会の実現のための理念、目標、施策、事業の階層や位置づけを検討した上で、各計画の事業を共通の施策により仕分けして記載します。
- ・次期計画の基本理念は「(仮) わたしたち一人ひとりが輝きながら 安心できる未来を創る共生のまち ひらつか」とし、基本目標は「1 地域を支える人づくり」、「2 支え合いのまちづくり」、「3 包括的な支援の仕組みづくり」としたいと考えています。
- ・3つの基本目標に3つずつの施策を設定します。施策体系と計画事業(案)は資料4の p. 80~81のとおりです。

4 評価

- ・本計画においては、現行計画から数値による活動指標等を設定したところですが、次期計画においては、これまでどおり事業ごとの活動指標による評価に加え、各事業の上位概念となる施策単位でも総合的な成果指標を設定して評価を行います(評価の包括化・一体化)。
- ・なお、施策単位での成果指標は計画本冊に掲載し、事業単位での活動指標は現行計画と同様、別冊に掲載します。

5 策定体制と策定スケジュール

- ・地域福祉計画策定委員会を中心に据え、自殺対策、成年後見制度、生活困窮にかかる各懇話会のほか、平塚市社会福祉協議会が設置する地域福祉活動計画策定委員会での検討により策定します。この両委員会は、現行計画策定時と同様、共通の委員かつ同時開催とし、同一の議題で並行して検討を進めます。したがって、委員の皆さまには、平塚市地域福祉計画策定委員会と平塚市地域福祉活動計画策定委員会の委員を併任していただくこととなります。
- ・策定スケジュールの概要は資料5のとおりです。

6 その他

(1) 盛り込むべき項目や要素

重層的支援体制に関する事項、社会的孤立や8050問題、ヤングケアラー等に代表される複合化・複雑化した課題への対応、人口減少を踏まえた取組など

(2) 策定にあたり意識すべき要素

SDGsに関する取組、重層的支援体制を踏まえた他分野の課題への対応(例えば環境課題、まちづくり、空家問題)、2040年問題、デジタル化、感染症など

(3) 各主体・各世代に訴える

地域福祉の推進にあたって、主役は市民であり、地域に住まう人々、活動団体、事業者(いわゆる住民等)です。行政計画でありながらも、それら各主体や各世代に一定の役割を担っていただくためのメッセージとしての記載ぶりが求められると考えます。

(4) 行政計画のあり方として

読みやすい(読んでもらえる)計画とするために、難解な表現や独りよがりの施策体系などは避け、イメージなどを使用して、理解しやすく具体的な表現に努めます。一方で地域福祉計画は理念計画でもあるため、そうした面もしっかりと見せる必要があると考えています。

以上